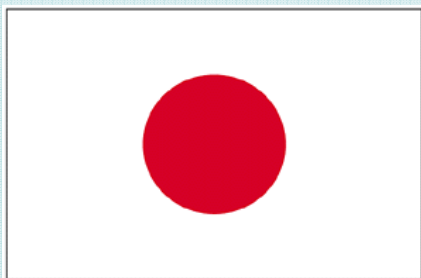


日・タイ経済連携協定について

財務省 関税局 経済連携室



2007年10月

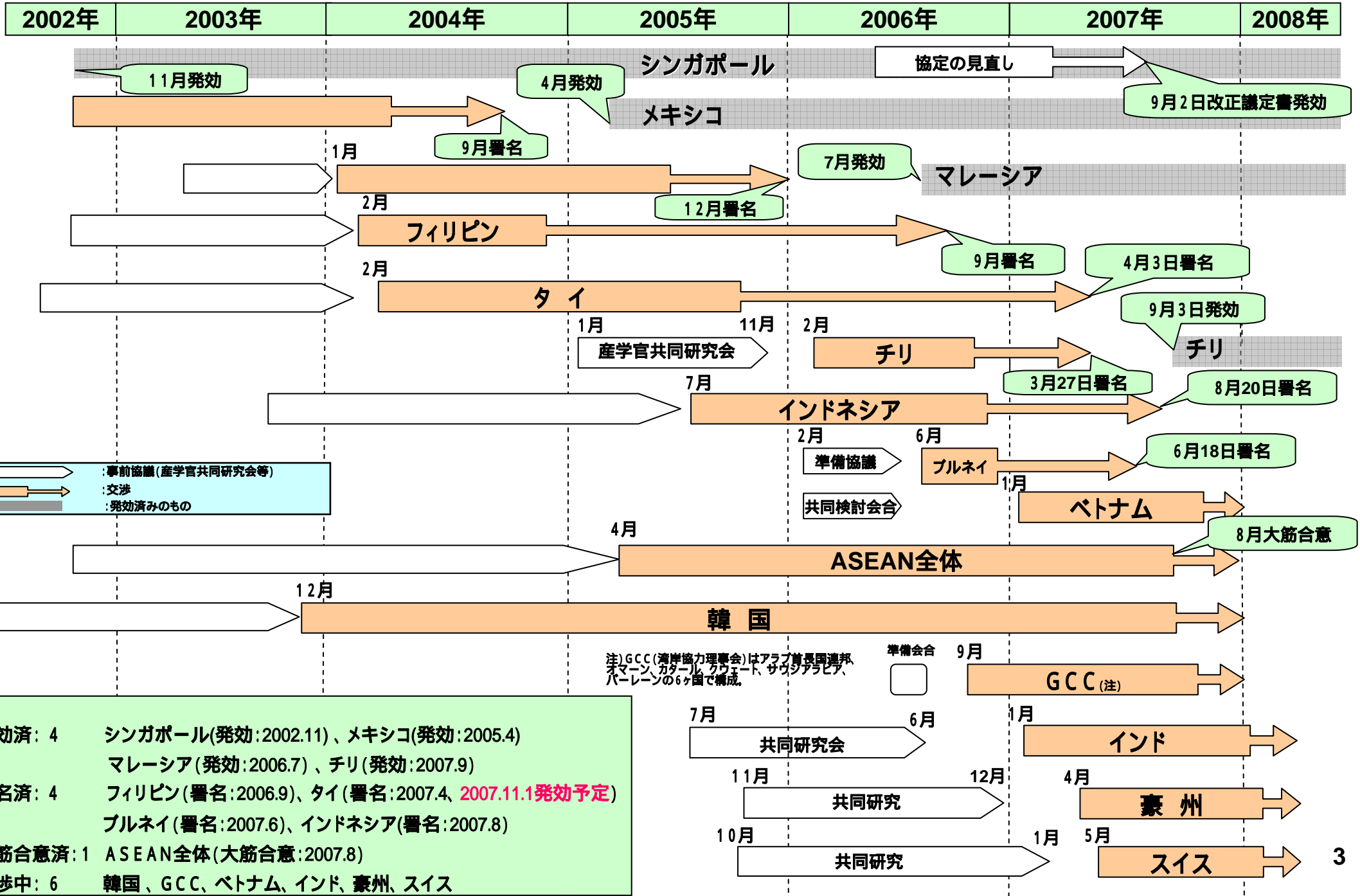
(2008年8月 一部改訂)



目次

1. 我が国のEPA交渉の現状	3	
1-1 我が国のEPA交渉の現状		3
1-2 我が国の国・地域別貿易額		4
1-3 各国の平均関税率		5
2. タイ王国について	6	
2-1 タイ概況		6
2-2 日タイ二国間関係		7
3. 日タイ経済連携協定(EPA)について	8	
3-1 交渉の経緯		8
3-2 協定の意義		9
3-3 協定の構成		10
4. 日タイ経済連携協定の物品貿易	12	
4-1 物品の貿易自由化率		12
4-2 物品貿易の自由化約束の概要		13
4-3 日本側の関税割当制度		18
4-4 熱帯果実ワイン・メコンウィスキーの品種証明		20
4-5 タイ原産に適用される税率の概要		21
4-6 逆転現象について		23
4-7 二国間セーフガード		24
4-8 税関手続		25
5. 日タイ経済連携協定の発効日について	26	
6. 日タイ経済連携協定の情報入手先	27	

1-1 我が国のEPA交渉の現状



1 - 2. 我が国の国・地域別輸出入額

(単位:億円)

EPA締結済
交渉中

	輸出	輸入	総額	対世界シェア
ASEAN	88,748	92,986	181,735	12.7%
タイ	26,647	19,639	46,286	3.2%
インドネシア	8,578	28,069	36,646	2.6%
マレーシア	15,370	18,012	33,382	2.3%
シンガポール	22,502	8,696	31,198	2.2%
フィリピン	10,479	9,257	19,737	1.4%
ベトナム	4,815	6,156	10,971	0.8%
ブルネイ	118	2,718	2,835	0.2%
ミャンマー	121	286	407	0.0%
カンボジア	95	140	235	0.0%
ラオス	24	14	38	0.0%
インド	5,181	4,716	9,897	0.7%
韓国	58,489	31,783	90,271	6.3%
メキシコ	10,793	3,285	14,078	1.0%
チリ	1,264	8,436	9,701	0.7%
湾岸協力理事会	18,163	111,500	129,662	9.1%
サウジアラビア	5,401	43,253	48,655	3.4%
アラブ首長国連邦	7,036	36,722	43,757	3.1%
カタール	1,697	17,209	18,906	1.3%
クウェート	1,387	10,582	11,968	0.8%
オマーン	2,014	3,109	5,123	0.4%
バーレーン	629	625	1,253	0.1%
オーストラリア	14,531	32,479	47,010	3.3%
スイス	2,813	5,937	8,750	0.6%

34.4%

	輸出	輸入	総額	対世界シェア
対世界総額	752,462	673,443	1,425,905	
米国	169,336	79,112	248,448	17.4%
中国	107,937	137,844	245,781	17.2%
EU	109,117	69,552	178,669	12.5%
台湾	51,313	23,652	74,965	5.3%
香港	42,390	1,768	44,158	3.1%
ニュージーランド	2,438	2,945	5,383	0.4%
カナダ	11,584	11,184	22,768	1.6%
イラン	1,366	12,934	14,299	1.0%
ブラジル	3,543	5,913	9,456	0.7%
ロシア	8,214	7,744	15,958	1.1%
南アフリカ共和国	4,720	7,709	12,429	0.9%

(出所: 2006年財務省貿易統計)

署名済(シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア)計 13.6%

1 - 3. 各国の平均実行関税率

分野	日本		米国		中国		韓国		タイ
	貿易	単純	貿易	単純	貿易	単純	貿易	単純	単純
全品目	2.0%	7.1%	1.4%	4.9%	4.8%	9.9%	7.2%	12.8%	11.4%
農産品(除水産物)	9.9%	21.1%	1.3%	9.5%	16.6%	15.2%	80.7%	51.6%	24.3%
水産物	4.7%	5.9%	0.6%	2.0%	8.1%	10.5%	14.1%	16.8%	10.0%
石油	0.1%	2.1%	0.1%	2.2%	1.2%	6.3%	4.5%	5.8%	5.5%
林産物・紙パルプ	1.5%	1.7%	0.6%	0.9%	2.0%	5.0%	2.2%	2.6%	8.1%
繊維及び衣類	8.5%	6.6%	10.0%	9.2%	9.0%	11.4%	10.1%	9.8%	18.0%
ゴム・革・履物等	10.7%	15.7%	6.8%	7.0%	10.9%	13.1%	7.4%	8.9%	14.4%
金属	0.6%	0.8%	0.9%	1.9%	3.2%	7.3%	2.1%	4.7%	7.3%
化学品	2.0%	2.5%	0.9%	3.6%	7.4%	7.0%	5.5%	6.0%	5.1%
輸送機器	0.0%	0.1%	1.2%	2.6%	14.0%	13.3%	4.9%	6.0%	19.6%
機械類	0.0%	0.0%	0.5%	1.3%	4.1%	8.0%	4.7%	6.0%	4.2%
電気機器	0.1%	0.2%	0.7%	2.0%	2.3%	9.0%	2.4%	5.5%	8.1%
土石類・貴金属等	0.3%	0.9%	0.6%	3.7%	8.1%	8.8%	2.9%	5.9%	6.5%
雑品	0.5%	1.4%	1.1%	3.1%	5.8%	11.7%	4.8%	6.2%	14.7%

注1) 各国のAPEC提出データ(日、中、韓、タイ:2006年、米:2005年)より作成。

注2) タイは貿易加重平均のデータが提出されていないことから、単純平均のみ掲載

2. タイ王国について

2-1 タイ王国概況

(出典:外務省ホームページ)

基礎データ

国土:約51万4,000平方キロメートル(日本の約1.4倍)

人口:約6,242万人(2005年世銀)(大多数がタイ族。その他華僑、マレー族、山岳少数民族等)

首都:バンコク

言語:タイ語

元首:プミポン・アドゥンヤデート国王(ラーマ9世王)(1946年6月即位、在位60年)

GDP:78,165億バーツ(名目、2006年)

一人当たりGDP:3,179米ドル(2006年)

経済成長率:5.0%(2006年)

タイ経済

産業構造:かつて農業中心だったが、85年代以降外資を導入し急速に工業化が進んでいる。

貿易構造:国際分業体制の中に組み込まれており、原材料、資本財を輸入して、それをタイ国内において加工、製品化し、あるいは、中間財として他国に輸出している。

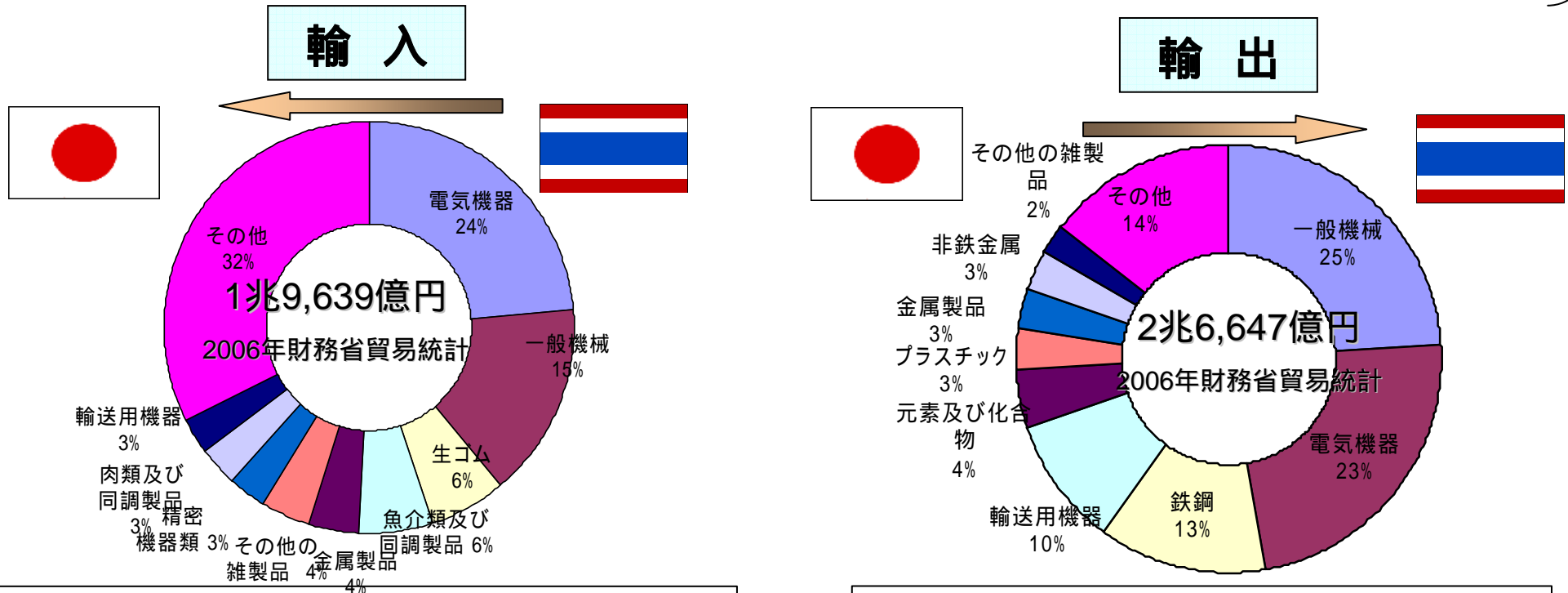
戦略産業:タイ政府は、従来の外資系企業に依存した輸出主導に加え、戦略的産業(アジアのデトロイト(自動車産業)、世界の台所(食品加工業)など)を指定し国家競争力を高めようとしている。

タイのFTA(括弧内は発効年)

ASEAN(1992年)、中国・ASEAN(2005年)、オーストラリア(2005年)、ニュージーランド(2005年)

2 - 2 タイ王国について:日タイ二国間関係

- ✓日・タイ両国は600年以上にわたる交流があり、伝統的な友好関係を維持している。2007年は日タイ修好120周年にあたり、一年を通じ記念シンポジウム等の様々な事業が行われている。
- ✓タイは我が国にとって、ASEAN中最大の貿易相手国。
- ✓タイは我が国の主要な投資先(日本からの直接投資は1兆7,647億円で第6位(2006年度残高、財務省/日本銀行HP))であり、我が国からの進出企業は1200社を超える。



- 日本にとってタイは第10位の輸入相手国¹
(日本の総輸入額の2.9%を占める。上位5カ国は、中国、米国、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、豪州)
- タイにとって第2位の輸出相手国²
(タイの総輸出額の12.7%を占める。1位は米国、3位は中国、4位はシンガポール、5位は香港)

- 日本にとって第6位の輸出相手国¹
(我が国の総輸出額の3.5%を占める。上位5カ国は、米国、中国、韓国、台湾、香港)
- タイにとって第1位の輸入相手国²
(タイの総輸入額の20.1%を占める。2位以下は、中国、米国、マレーシア、アラブ首長国連邦)

3. 日・タイ経済連携協定(EPA)について

3 - 1 日タイEPA交渉の経緯

- | | |
|----------|--|
| 2002年 4月 | 日・タイ首脳会談(於海南島)において、日・ASEAN包括的経済連携構想の一環として、日・タイの経済連携についても検討していくことで一致。 |
| 2002年 9月 | 両国政府による作業部会を開始(計5回開催)。 |
| 2003年 7月 | 産学官による共同研究を開始(計3回開催)。 |
| 2003年12月 | 日・タイ首脳会談(於東京)において交渉開始に合意。 |
| 2004年 2月 | 両国政府による交渉開始。 |
| 2005年 9月 | 日・タイ首脳会談(於東京)の際に、大筋合意を確認。 |
| (2006年秋 | タイにおいてクーデターが起こり、その後暫定政府が成立) |
| 2007年 4月 | 日・タイ首脳会議(於東京)の際に、安倍総理(当時)とスラユット首相との間で協定に署名 |

3 - 2 . 日タイ経済連携協定：意義

本協定は、物品及びサービスの貿易の自由化・円滑化を進め、投資機会及びビジネス環境を改善し、知的財産権の保護を確保し、人の移動を円滑化し、中小企業等の分野における協力を進めるもの。

本協定の発効は、我が国にとり、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリとの経済連携協定に続いて5番目。

日本・シンガポール経済連携協定	: 2002年11月30日発効
日本・メキシコ経済連携協定	: 2005年4月1日発効
日本・マレーシア経済連携協定	: 2006年7月13日発効
日本・チリ経済連携協定	: 2007年9月3日発効

日・タイ間の貿易・投資拡大等により、両国間の経済が一層緊密化すること、また、東アジア地域との経済連携強化への推進力となることが期待される。

3-3. 日タイ経済連携協定：協定の構成(その1)

第1章 総則

協定の目的、用語の定義、行政手続の透明性等

第5章 貿易取引文書の電子化

貿易関連書類の電子化について、民間企業間の協力の推進等

第2章 物品の貿易

関税の撤廃、二国間セーフガード等

第6章 相互承認

電気製品に関する、適合性評価の結果の相互受け入れ

第3章 原産地規則

原産品の認定、原産地証明書の発給等

第7章 サービスの貿易

サービス提供者に対する市場アクセス、内国民待遇の約束等

第4章 税関手続

法令の公表、税関手続の簡素・調和化、税関当局間の協力・情報交換等

第8章 投資

投資活動に対する内国民待遇の約束、最恵国待遇の考慮等

3-3. 日タイ経済連携協定：協定の構成(その2)

第9章 自然人の移動

タイ料理人の入国及び一時滞在の約束 等

第10章 知的財産

透明性の向上、十分かつ無差別な知的財産の保護、国境措置に関する権利行使 等

第11章 政府調達

政府調達制度に関する情報交換、協力の促進 等

第12章 競争

競争当局間の情報交換及び協力 等

第13章 協力

9分野(農林水産業、教育・人材育成、ビジネス環境、金融サービス、情報通信技術、科学技術・エネルギー・環境、中小企業、観光、貿易・投資)における二国間の協力

第14章 紛争解決

協定の解釈・適用から生じる紛争を解決するための手続 等

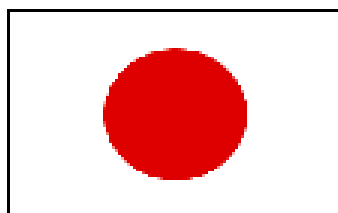
第15章 最終規定

協定の一般的な見直し、効力発生、改正手続 等

4. 日タイ経済連携協定の物品貿易の自由化

4 - 1. 物品の貿易自由化率

往復貿易額の約95%を協定発効から10年以内に関税撤廃¹



タイから日本への輸入額の無税割合は約80%から約92%に³

日本からタイへの輸出額の無税割合は約17%から約97%に²



(出典) 1:2004年財務省貿易統計、2003年タイ貿易統計、2:2004年財務省貿易統計 3:2003年タイ貿易統計

日本 タイ (2006年) (財務省貿易統計)
総輸入額: 1兆9,639億円

タイから日本への輸入額のうち、約83%が鉱工業品であり、残りの約17%が農林水産品。

タイ 日本 主要有税品目

- ・ 鶏肉調製品 (6%) 5年間で3%まで関税削減
- ・ えび (1%) 即時関税撤廃
- ・ えび調製品 (3.2%, 5.3%) 即時関税撤廃

日本 タイ (2006年) (財務省貿易統計)
総輸出額: 2兆6,647億円

日本からタイへの輸出額のうち、約99%が鉱工業品であり、残りの約1%が農林水産品。

日本 タイ 主要有税品目

- ・ 自動車部品 (現行1-30%) 5~7年後に関税撤廃
- ・ 鉄鋼・鉄鋼製品 (現行1-20%) 10年後までに関税撤廃
- ・ 自動車 (80%) 3年間で60%まで関税削減 (3,000cc超)

4 - 2 . 物品貿易の自由化約束の概要

タイ側の約束概要

品目	現行税率	合意内容
農水産品 りんご、なし、もも	10%、30%、40%	関税即時撤廃
鉱工業品 鉄鋼・鉄鋼製品	1～20%	・熱延鋼板の一部について関税即時撤廃(関税割当含む)。その他についても10年以内に関税撤廃
自動車部品(生産用)	1～30%	・2010年にAFTAが完成することを条件に、エンジン等については原則7年後、その他については原則5年後に関税撤廃
自動車(完成車)(3000cc超)	80%	・3年間で60%まで段階的関税引下げ(更なる自由化のための協議を2009年に開始)
自動車(完成車)(3000cc以下)	80%	・6年目に再協議
除外又は再協議品目: たばこ、生糸、さば、鳥卵 等		

日本側の約束概要

品目	現行税率	合意内容
農水産品 えび・えび調製品	1%～5.3%	・関税即時撤廃
マンゴー、マンゴスチン、ドリアン、アスパラガス	無税～3.0%	・関税即時撤廃
鶏肉(骨付きもも肉を除く)、鶏肉調製品	11.9%、6%	・5年間でそれぞれ8.5%及び3%まで関税削減
バナナ	10%(4-9月)、20%(10-3月)	・関税割当
かつお・まぐろ調製品	9.6%、6.4%	・5年間で関税撤廃
熱帯果実ワイン、メコンウィスキー	25.2円/l、30.8円/l	・関税即時撤廃
鉱工業品		ほぼすべての品目について関税撤廃

除外又は再協議品目: 米麦、米麦調製品、乳製品(国家貿易品目)、牛肉、豚肉、粗糖、でん粉、パイナップル缶詰、水産IQ品目、かつお、まぐろ、合板、皮革・履物の一部等

(参考1) 日本側譲許表 (附属書1) の読み方

協定発効日
2007年11月1日

2008年4月1日
以降

2012年4月1日
以降

1 関税率表 番号	2 品名	3 区分	4 注釈	5 関 税 率									
				1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
0803.00	バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。) 生鮮のもの 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入されるもの	Q	2	関税の引下げ・撤廃等の区分 A: 発効日に即時撤廃 B: 毎年の引下げにより撤廃 P: 関税引下げ Q: 関税割当 R: 再交渉 X: 除外									
				10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	乾燥したもの	Q	2	<日本側注釈2> 合計割当数量: 1年目 4,000トン 5年目から8,000トン、枠内税率: 無税)、関税割当証明書の発給(輸出国管理方式)について規定。									
0804.20	いちじく	B		2.6%	2.3%	1.9%	1.5%	1.1%	0.8%	0.4%	無税	無税	無税
2203.00	ビール	A		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

(注) 日タイEPA譲許表はHS2002で記載。
(HS2007での日本側適用税率については財務省・税関ホームページに掲載予定。)

(参考2) 日本側譲許表 (区分)

表4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目 (例: アスパラガス、熱帯果実ワイン、ビール、繊維製品 等)
B	協定の発効日から「n+1」回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1」回目で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 n = 3,5,7,10,15 (例: きゅうり(一時保存)、石化汎用品、等)
P	協定の発効日から関税引き下げ	段階的関税引下げ品目 (例: トマトソース 等)
Q	関税割当を設定	関税割当品目 (例: バナナ、パイナップル(900g未満)、豚肉調製品の一部、糖みつ、でん粉誘導体)
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再協議品目 (例: 砂糖、合板 等)
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目 (例: 米麦、米麦調製品、サゴでん粉、水産IQ品 等)

(参考3) 日本側関税譲許パターン等

毎年段階的に関税を均等に引下げを行う例

譲許表区分 B (5年(6回の引き下げ)) で段階的に関税を撤廃する例

WTO税率3.0% (基本税率5.0%)

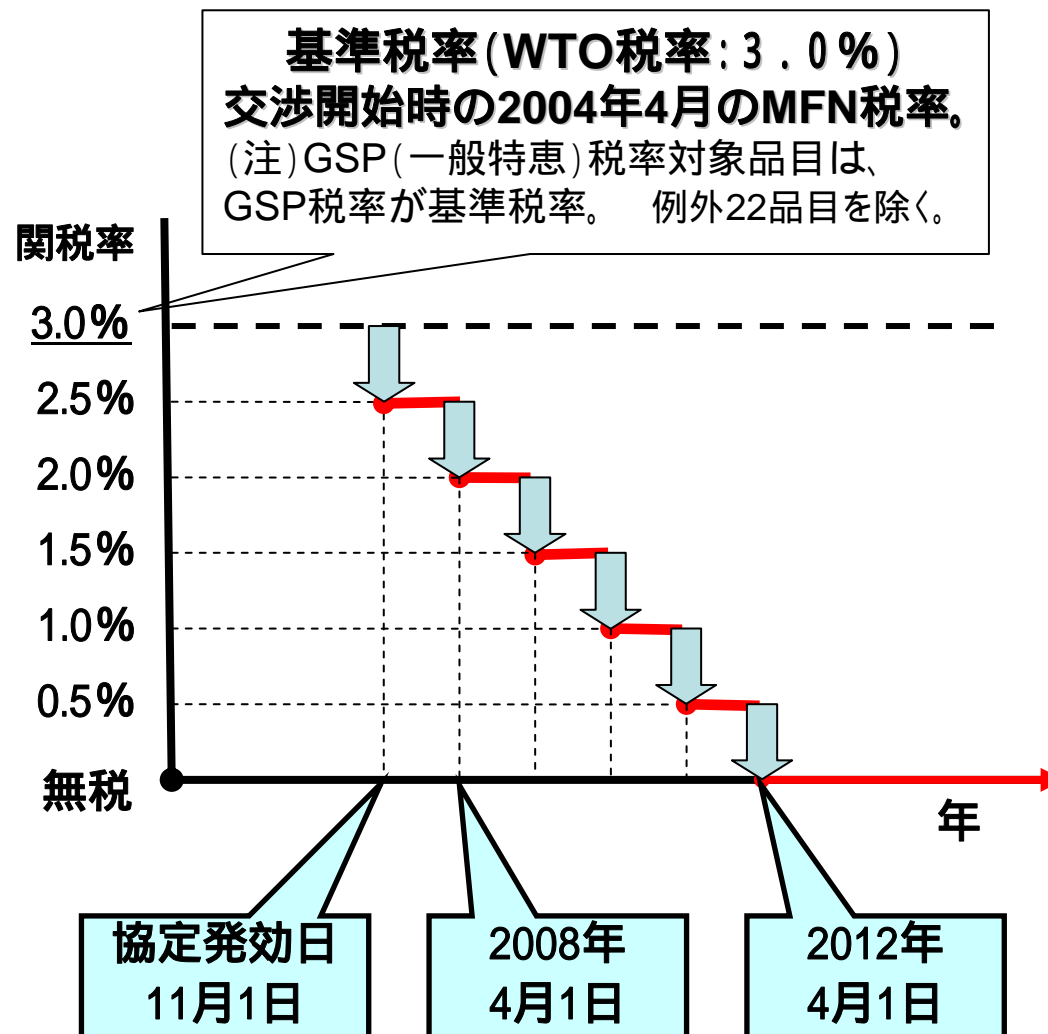
区分B: 協定発効日から「n+1」回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から「n+1」回目で撤廃。
この場合は、n=5 のため、6回の引き下げで、関税撤廃。

(X年目の税率の求め方)

$$1 \text{ 回の削減幅}(\%) = 3(\%) \div (5 + 1) = 0.5$$

$$X \text{ 年目の税率}(\%) = 3(\%) - X \times 0.5$$

従価税の場合0.1%未満の端数を四捨五入



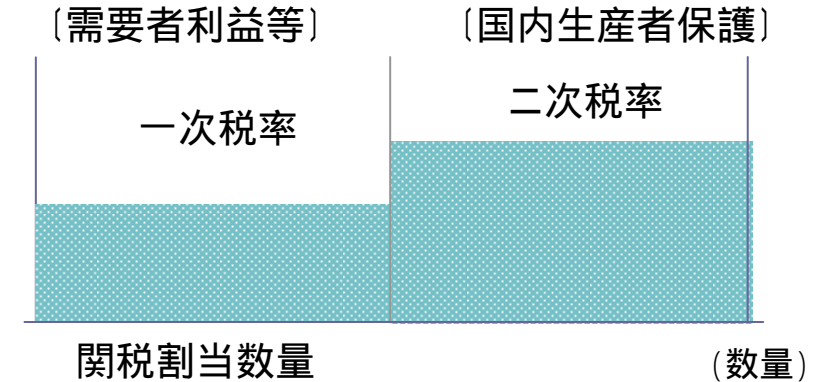
(参考4) 日本側譲許表 (注釈)

表 4 欄	内 容
1	再交渉の時期(協定発効後5年目)：豚肉 等
2	(生鮮バナナ)関税割当の条件(割当数量：1年目 4,000トン 5年目から8,000トン、枠内税率：無税)
3	(生鮮パイナップル(900g未満のもの))関税割当の条件(割当数量：1年目 100トン 5年目 300トン、枠内税率：無税)
4	再交渉の時期(協定発効後 5年目又は両締約国が合意するいずれか早い年)：甘じゃ糖等
5	(豚肉調製品)関税割当の条件(割当数量：毎年1,200トン、枠内税率：16%)
6	(糖みつ)関税割当の条件(割当数量：3年目 4,000トン、4年目以降5,000トン、枠内税率：7.65円/Kg)
7	(エステル化でん粉その他でん粉誘導体)関税割当の条件(割当数量：毎年20万トン、枠内税率：無税)

4 - 3 . 日本側の関税割当制度

タイから輸入される生鮮パイナップル、生鮮バナナ、糖みつ、豚肉調製品及びでん粉誘導体について、日タイEPAで定められた一定の輸入数量（関税率）の枠内に限り無税又は低税率（一次税率）を適用する制度。

物資所管省（農林水産省）が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、事前に割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式と、輸入者の関税割当申請に対し、相手国が輸出ごとに発給する証明書に基づき、物資所管省（農林水産省）が、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、関税割当証明書を発給する方式がある。



対象品目	割当数量	1次税率 (EPA税率)	2次税率 (実行税率)
生鮮パイナップル（重量が900g未満）	1年目(2007年11月1日)から 100 t 5年目(2011年4月1日)から 300 t	無税	17%
生鮮バナナ	1年目(2007年11月1日) 4,000 t 5年目(2011年4月1日)から 8,000 t	無税	4月～9月 10% 10月～3月 20%
糖みつ	3年目(2009年4月1日) 4,000 t 4年目(2010年4月1日) から5,000 t	7.65円/kg	15.30円/kg
豚肉調製品	毎年 1,200 t	16%	20%
でん粉誘導体	毎年 200,000 t	無税	6.8%

協定発効の年の割当て数量は、残余の完全な月数に比例すると規定（一般的注釈7。発効日が1日の場合は、その属する月は完全な月数に含める）、本年11月から来年3月までの5ヶ月を12ヶ月で割った数(5/12)に比例して、例えば、豚肉調製品は本年度は500トン(1200×5/12)まで割当。

(参考) 日本側関税割当制度の管理方式

管理方式	内 容
輸出国管理方式	<p>➤ 物資所管省(農林水産省)が、輸入者の関税割当申請に対し、<u>相手国輸出ごとに発給する証明書に基づき</u>、約束数量の範囲内で先着順に割当てを行い、<u>関税割当証明書</u>を発給する。(関税暫定措置法第8条の6第2項)</p>
	<p>生鮮バナナ、生鮮パイナップル(900g未満のもの)、豚肉調製品 注釈番号 2、3、5</p>
輸入国管理方式	<p>➤ 物資所管省(農林水産省)が、輸入者の関税割当申請に対し、審査を行い、約束数量の範囲内で、事前に割当てを行い、<u>関税割当証明書</u>を発給する。(関税暫定措置法第8条の6第1項)</p>
	<p>糖みつ、エステル化でん粉その他のでん粉誘導体 注釈番号 6、7</p>

(注) 詳細は農水省ホームページに掲載予定 <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/triff/index.html>

4 - 4 . 熱帯果実ワイン、メコンウイスキーの品種証明書について

【図1】



ORIGINAL

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, telephone No.)		Reference No.		<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">(Combined declaration and certificate)</p> <p style="text-align: center;">FORM JTEPA</p> <p style="text-align: center;">Issued in..... THAILAND (country)</p>	
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country)					
3. Means of transport and route (as far as known)		4. For official use			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of importing country)	8. Origin of the goods (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
		<p>7 欄 (品名欄) への必要追記事項 (熱帯果実ワインの場合) “fermented beverages prepared from XX (メコンウイスキーの場合) “Thai local spirits obtained by fermented mixtures of rice and molasses and/or refined sugar, and coloured with caramel” タイ政府が発給する製品証明書のID番号</p>			
11. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.		12. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in (exporting country)..... and that they comply with the origin requirement specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership. For goods exported to (importing country).....			
Place and date, signature of authorized signatory		Place and date, signature and stamp of certifying authority			

No. 000000

➤ 熱帯果実ワイン及びメコンウイスキーについては、タイ政府が品種の証明を行っているものに関し、関税を即時撤廃する。

➤ 品種の証明は、原産地証明書(7欄(品名欄)に以下が記載されている場合)が兼用する。
譲許表上の品名の記載(図1参照)
タイ政府が発給する製品証明書のID番号

➤ 課税価格が20万円以下の場合には、タイ国税庁が品種証明書を発給(日本税関から要求がある場合に輸入者は税関に提出)

- ・ 熱帯果実ワイン (2206.00-229の一部)
バナナ、ごれんし、グーズベリー、ナンカ、サントル、ランサ、レイシ、リュウガン、マンゴー、マンゴスチン、ヤエヤマアオキ、パイナップル、ザクロ、ランブータン、サラカヤシ、サポジラ、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの
- ・ メコンウイスキー (2208.90-129の一部)
糖みつ若しくは精製糖又はその双方及び米の混合物を発酵させたものを蒸留して得られるタイの蒸留酒(カラメルで着色したものに限り)である旨がタイ政府又は政府代行機関により証明されているもの

4 - 5 . タイ原産の貨物に適用される税率の概要

(注) 品目数は2007年ベースの9桁細分

協定発効前

タイ特惠税率適用対象品目
(全7,985品目)

69品目 : WTO協定税率、GSP税率の対象外であって、タイ特惠税率が新たに設定された品目

協定発効後

全タリフライン(全9,035品目)

WTO協定税率適用対象品目(全8,927品目)

GSP税率適用対象品目
(全3,553品目)

$$3,553 = 3,454 + 22 + 80 - 3^{(*)}$$

(*) GSP税率適用対象3,553品目のうち、3品目については9桁の国内細分を分割してタイ特惠税率を設定していることから、GSP税率適用除外3,454品目と適用対象80品目の両方に計上されている。

全タリフライン

WTO協定税率適用対象品目

タイ特惠税率適用対象品目
(全7,985品目)

GSP適用除外品目
(3,454品目)

22品目 : GSP税率とタイ特惠税率とが並存するもの

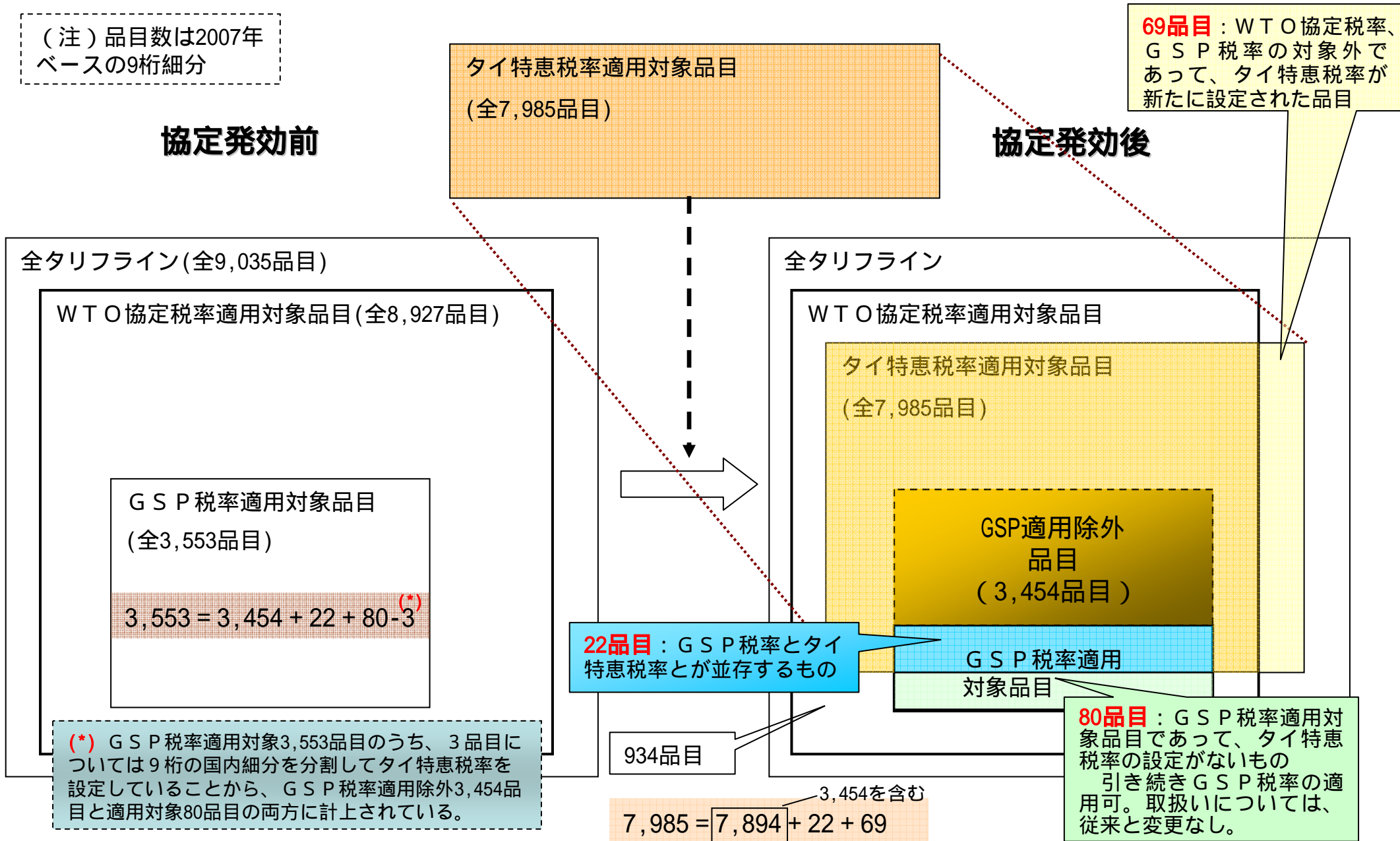
GSP税率適用対象品目

80品目 : GSP税率適用対象品目であって、タイ特惠税率の設定がないもの
引き続きGSP税率の適用可。取扱いについては、従来と変更なし。

934品目

$$7,985 = 7,894 + 22 + 69$$

3,454を含む



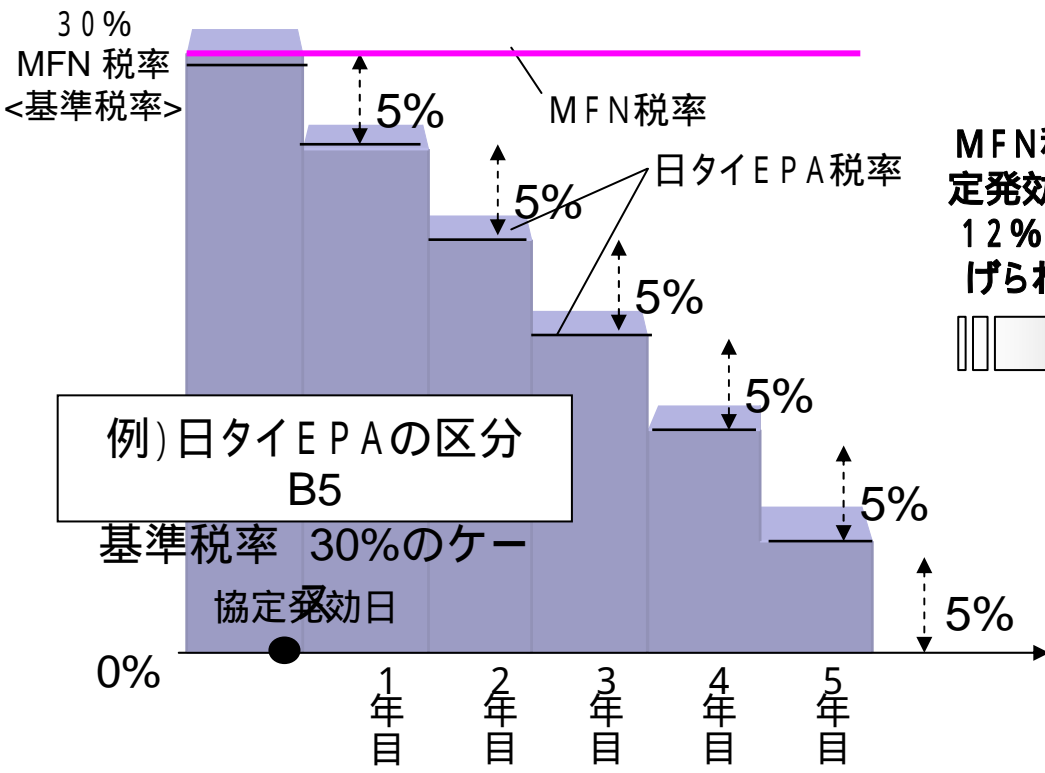
(参考)日タイEPA税率とGSP(一般特惠)税率が併存する22品目

品目	HS9桁	WTO	GSP	GSPが適用除外となる時期 (カッコ内は除外時のEPA税率)
石化汎用品	390110020	6.5%	1.3%又は4.48円/kgのうちいずれか低い税率	2011年4月1日から(1.1%) (注1)
	390110060	6.5%	1.3%又は4.48円/kgのうちいずれか低い税率	2011年4月1日から(1.1%) (注1)
	390120010	6.5%	1.3%又は4.48円/kgのうちいずれか低い税率	2011年4月1日から(1.1%) (注1)
	390130010	2.8%	0.56%	2011年4月1日から(0.5%)
	390190010	2.8%	0.56%	2011年4月1日から(0.5%)
	390210010	6.5%	1.3%又は5.12円/kgのうちいずれか低い税率	2011年4月1日から(1.1%) (注1)
	390220010	2.8%	0.56%	2011年4月1日から(0.5%)
	390230010	2.8%	0.56%	2011年4月1日から(0.5%)
	390290010	2.8%	0.56%	2011年4月1日から(0.5%)
	390311010	3.9%	0.78%	2011年4月1日から(0.7%)
	390319010	6.5%	1.3%	2011年4月1日から(1.1%)
	390320010	3.1%	0.62%	2011年4月1日から(0.5%)
	390330010	3.1%	0.62%	2011年4月1日から(0.5%)
	390390010	3.1%	0.62%	2011年4月1日から(0.5%)
履物	640510300	3.4%	Free	2014年4月1日から(無税)
	640520000	3.4%	Free	2014年4月1日から(無税)
	640590200	3.4%	Free	2014年4月1日から(無税)
ガラス製のビーズ、 模造真珠等	701810000	8%	Free	2014年4月1日から(無税)
	701890010	6.6%	Free	2014年4月1日から(無税)
腰掛の部分品 (革製のもの)	940190021	3.8%	Free	2014年4月1日から(無税)
	940190029	3.8%	Free	2014年4月1日から(無税)
メントール	290611000	7.8%又は184.40円/kgの うちいずれか高い税率		2011年4月1日から(3.9%) (注2)

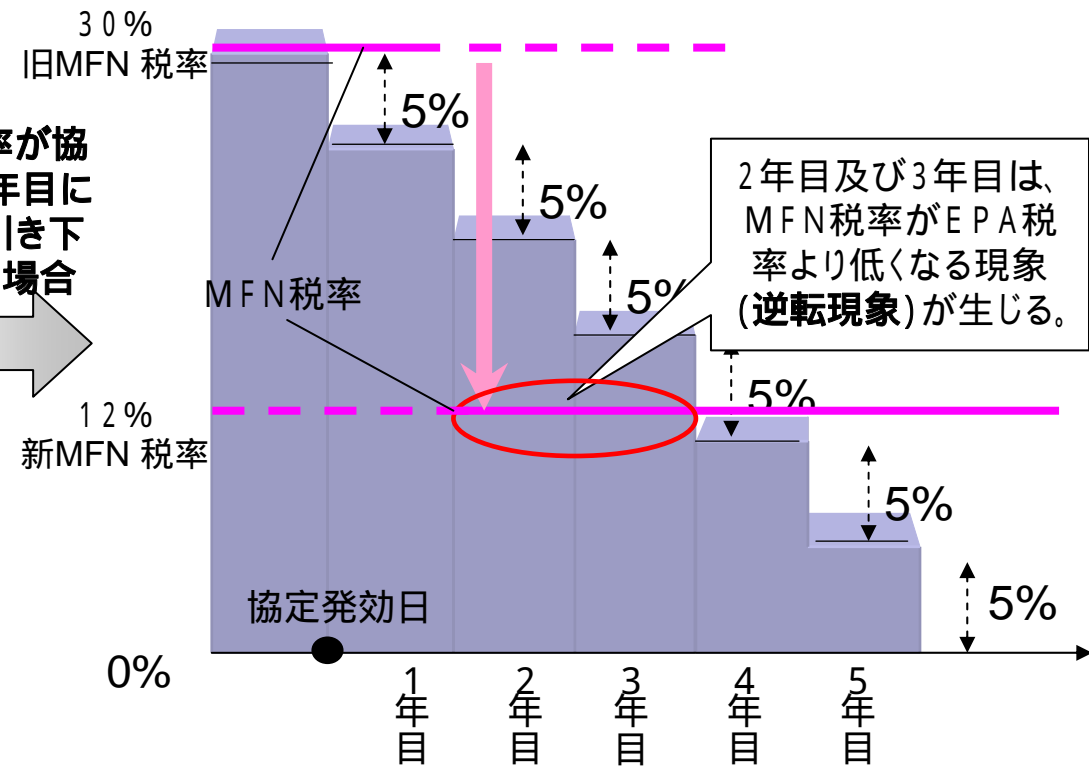
注1: 2011年4月1日から2012年3月31日までの期間は、GSP税率がEPA税率より低い時のみ、GSP税率が併存する。

注2: 発効年から2011年3月31日までは、GSP税率が併存。2011年4月1日から2017年3月31日までGSP税率がEPA税率より低い時のみ、GSP税率が併存。

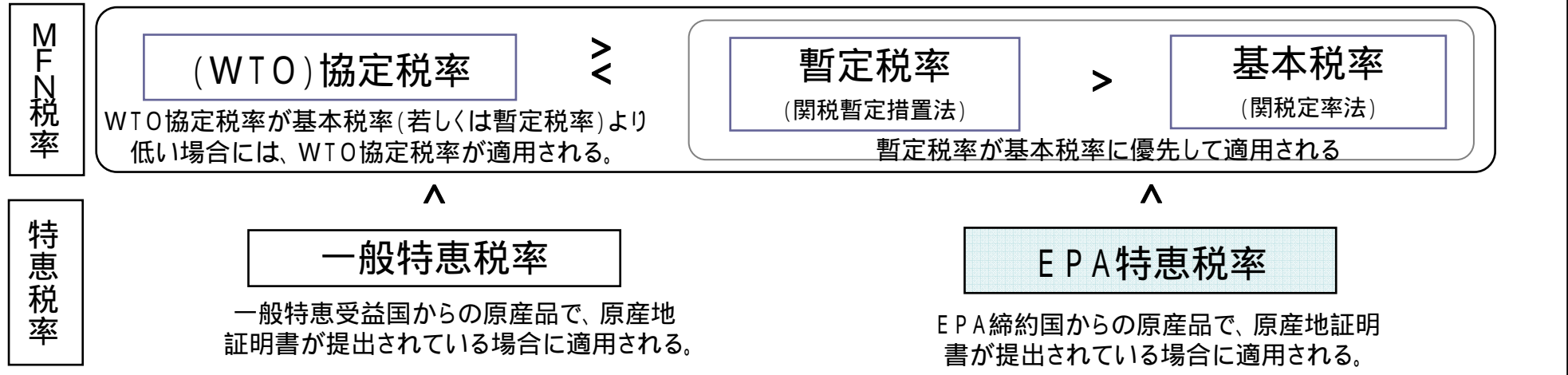
4 - 6 . 逆転現象について



MFN 税率が協定発効2年目に12%に引き下げられた場合



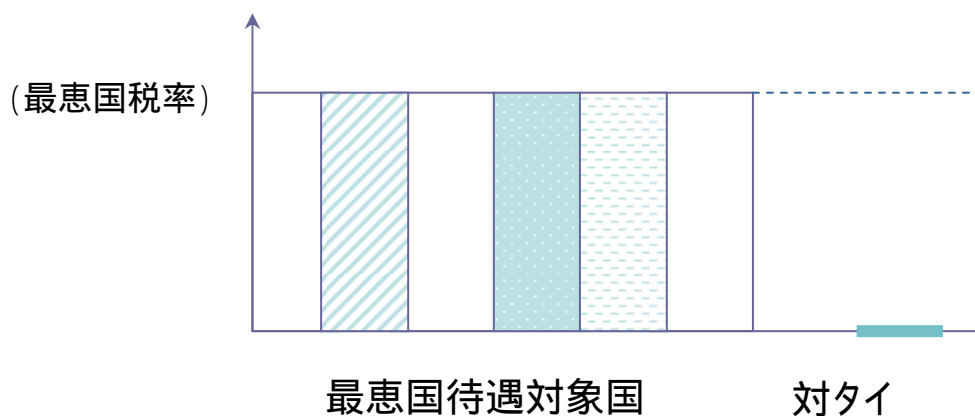
(参考) 我が国における関税率の適用関係



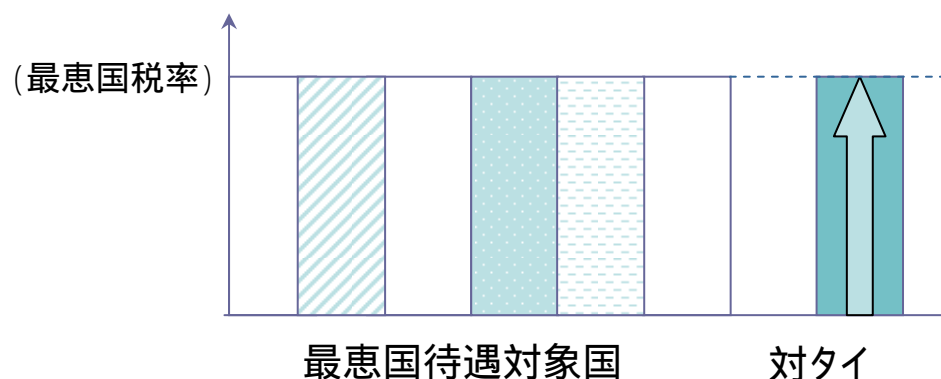
4 - 7 . 二国間セーフガード措置

協定で定める関税の撤廃又は引下げの結果、輸入の増加が国内産業に重大な損害又はそのおそれを引き起こした場合に、二国間の緊急措置として関税撤廃や引下げの約束を一時的に撤回できることとし、その内容及び手続を整備。

日・タイ協定で無税譲許した品目の税率(協定発効後)



二国間セーフガード発動時



- 発動要件: 輸入の相対的又は絶対的増加による国内産業への重大な損害又はそのおそれ
- 発動期間: 原則3年以内、最大5年まで
- 措置内容: 関税の段階的な引下げ対象となる製品の関税の更なる引下げを停止
発動時または協定発効前日の実行税率のいずれか低い方までの関税引上げ
- 暫定措置: 200日以内の暫定的関税引上げ等
- 調査手続: 調査(原則1年以内、最大18箇月まで)を行った上で発動

4 - 8 . 税関手続

税関手続の改善による貿易円滑化を図ることを目的として、税関手続の透明性の確保、簡素化及び調和や税関当局間の協力等を規定。

透明性・予見可能性の確保

- ✓ 関税法令の公表、照会への回答
- ✓ 法令の導入や変更時の周知期間
- ✓ 不服申し立て制度の確保

フォローアップ機能 (税関手続小委員会の設置)

- ✓ 協定の実施・運用の見直し
- ✓ 更なる貿易円滑化推進

税関当局間の情報交換

- ✓ 法令の適切な執行、密輸防止のための相互支援
- ✓ 社会悪物品の不正取引に関する情報交換
- ✓ 知的財産権侵害物品の水際取締に関する情報交換

簡素・調和化

- ✓ 情報通信技術(ICT)の利用
- ✓ リスクマネジメント手法の向上
- ✓ 輸出入書類の削減
- ✓ 国際基準への調和



相互支援

- ✓ 新規手続・取締技術の研究開発、職員の研修、人事交流における協力
- ✓ ITCやリスクマネジメント手法の利用促進・情報交換

5. 日タイEPA 発効日

国内法令(注)の整備後、

(注)関税法施行令、関税暫定措置法施行令、
経済連携協定に基づく関税割り当て制度に
関する政令 等

- その旨を相互に通告する外交公文の
交換 (2007年10月2日 交換済)
- 交換した日の後、30日目に発効

発効日：

2007年11月1日

6. 日タイEPAに関する情報の主な入手先

ホームページにおける情報提供(2007年10月現在)

外務省HP(協定本体、附属書(譲許表等))

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/kyotei.html

財務省税関HP(日本側適用税率、通関制度等)

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm

財務省貿易統計

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

農水省HP(関税割当)

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/triff/index.html>

経産省HP

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html

日本商工会議所HP(原産地証明書の発給手続)

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index.htm>

タイ税関HP

<http://www.customs.go.th/Customs-Eng/indexEng.jsp>

各税関の窓口

平成20年8月改訂

- 日タイEPAに基づく我が国の通関に関し、ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関の担当部門(下記参照)にご照会下さい。
- なお、日本側の各品目の日タイEPA税率、原産地規則、運用上の手続規則等については、財務省・税関HPに掲載しています。

http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm

函館税関業務部統括審査官(通関部門) : 0138 - 40 - 4258

東京税関業務部原産地調査官 : 03 - 3599 - 6527

横浜税関業務部原産地調査官 : 045 - 212 - 6174

名古屋税関業務部原産地調査官 : 052 - 654 - 4205

大阪税関業務部原産地調査官 : 06 - 6576 - 3196

神戸税関業務部原産地調査官 : 078 - 333 - 3097

門司税関業務部原産地調査官 : 050-3530-8369

長崎税関業務部統括審査官(通関総括部門) : 095 - 828 - 8665

沖縄地区税関統括審査官(通関総括第1部門) : 098 - 862 - 9291